

令和5年10月1日

企業・団体採用ご担当者 各位

筑波大学 システム情報工学研究群長

就職活動における後付け推薦について

「正式な内定前に他社への就職活動の終了を迫ったり、誓約書等を要求したりすることや、内（々）定期間中に行われた業務性が強い研修について、内（々）定辞退後に研修費用の返還を求めたり、事前にその誓約書を要求したりすることなど、採用選考における学生の職業選択の自由を妨げる行為を行わないよう徹底する」よう、令和5年4月10日付で内閣官房から要請がなされ、関連して「自由応募型の採用選考において、内々定と引き替えに大学等あるいは大学教員等からの推薦状の提出を求めること」は「厳に慎む」よう、同年同月同日付で就職問題懇談会から企業等へ要請がなされています。このような後付け推薦と呼ばれる学生への要請は、「学生の職業選択の自由を妨げる」恐れがあり、「学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為」とみなされる可能性があります。

以上により、システム情報工学研究群では後付け推薦に係る推薦書は発行いたしません。本研究群の学生に対して後付け推薦の要請をなさらないよう、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

参考

内閣官房

就職・採用活動に関する要請

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/index.html

就職問題懇談会

令和6年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1422040_00004.htm